

第五十五回国会 衆議院 内閣 委員會議録 第四号

昭和四十二年五月九日(火曜日) 午前十時三十二分開議

専門員 茨木 純一君

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

理事 内海 英男君

理事 塩谷 一夫君

理事 橋口 隆君

理事 木原 実君

理事 橋崎弥之助君

理事 山本弥之助君

理事 吉田 之久君

理事 鈴切 康雄君

理事 塚田 徹君

理事 藤尾 正行君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

理事 桂木 鉄夫君

理事 高橋清一郎君

理事 稻村 隆一君

理事 武部 文君

理事 浜田 光人君

理事 米内山義一郎君

理事 伊藤惣助丸君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

外務大臣 三木 武夫君

文部大臣 劍木 亨弘君

厚生大臣 坊 秀男君

農林大臣 倉石 忠雄君

通商産業大臣 菅野和太郎君

運輸大臣 大橋 武夫君

郵政大臣 小林 武治君

労働大臣 早川 崇君

建設大臣 西村 英一君

自治大臣 藤枝 泉介君

國務大臣 塚原 俊郎君

國務大臣 二階堂 進君

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

宮内庁次長 瓜生 順良君

大蔵政務次官 小沢 辰男君

委員外の出席者

三月二十八日

委員鈴切康雄君辞任につき、その補欠として浅井美幸君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

委員塩谷一夫君及び伊藤惣助丸君辞任につき、その補欠として荒木萬壽夫君及び田中昭二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒木萬壽夫君辞任につき、その補欠として塩谷一夫君が議長の指名で委員に選任された。

四月五日

委員塩谷一夫君及び田中昭二君辞任につき、その補欠として山崎巖君及び斎藤実君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山崎巖君及び斎藤実君辞任につき、その補欠として塩谷一夫君及び鈴切康雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員吉田之久君辞任につき、その補欠として永末英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永末英一君辞任につき、その補欠として吉田之久君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員浅井美幸君辞任につき、その補欠として伊藤惣助丸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君及び鈴切康雄君辞任につき、その補欠として船田中君及び矢野詢也君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員船田中君辞任につき、その補欠として稲葉

修君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員矢野詢也君辞任につき、その補欠として鈴切康雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員塩谷一夫君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員船田中君辞任につき、その補欠として塩谷一夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋口隆君及び鈴切康雄君辞任につき、その補欠として山手満男君及び広沢直樹君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員広沢直樹君辞任につき、その補欠として鈴切康雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の指名で委員に選任された。

同(田原春次君紹介)(第二五八号)

同外六件(愛知探一君紹介)(第二七〇号)

同(濱野清吾君紹介)(第三二二号)

恩給、共済年金の増額に関する請願(池田清志君紹介)(第二四〇号)

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(小川半次君紹介)(第二五一号)

同(原健三郎君紹介)(第二五二号)

同(永山忠則君紹介)(第三六四号)

旧軍人恩給に関する請願外四十三件(谷川和穂君紹介)(第二七二二号)

四月七日

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第四二二号)

同外一件(田中龍夫君紹介)(第四二二号)

同外一件(受田新吉君紹介)(第五〇三三号)

旧勲章年金受給者の範囲拡大に関する請願(大久保武雄君紹介)(第五〇四号)

特高罷免及び武徳会追放による警察退職者救済に関する請願(大平正芳君紹介)(第五〇五号)

建設関係現場公務員に現場手当支給に関する請願(森下國雄君外三名紹介)(第五〇六号)

松山郵政監察局存置に関する請願(關谷勝利君紹介)(第五九九号)

同日

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(廣瀬正雄君紹介)(第七三三二号)

同外四件(川野芳満君紹介)(第七三三三号)

建設関係現場公務員に現場手当支給に関する請願(川野芳満君紹介)(第七三四号)

同(山中貞則君紹介)(第八六六号)

靖国神社の国家護持に関する請願(山中貞則君紹介)(第八六五号)

は本委員会に付託された。

三月二十七日

旧軍人等に対する恩給処遇に関する陳情書外二件(青森県西津軽郡森田村議會議長天坂信一外二名)(第一号)

善意の日制定に関する陳情書外一件(小牧市議會議長舟橋久男外一名)(第二号)

引揚者の在外私有財産補償促進に関する陳情書(福岡県嘉穂郡稲築町議會議長西田伝)(第三号)

靖国神社の国家護持に関する陳情書(倉敷市議會議長尾高源十郎)(第四号)

建設関係現場職員の給与改善に関する陳情書外一件(岐阜県議會議長古田好外一名)(第三九号)

同(広島県議會議長山袖四郎)(第一〇三号)

国鉄退職者の恩給増額等に関する陳情書(福島市小倉寺大平山一八佐藤嘉江外十三名)(第五一五号)

四月二十四日
引揚者の在外私有財産補償促進に関する陳情書(福岡県浮羽郡浮羽町本町佐々木まつ)(第一〇九号)

退職教育公務員の処遇に関する陳情書(大分市荷揚町一大分県退職校長会長佐藤盛雄外一名)(第一二七号)

所沢基地の全面返還に関する陳情書(所沢市長新井萬平)(第一二八号)

靖国神社の国家護持に関する陳情書外一件(鹿沼市議會議長津吹長一郎外一名)(第一二九号)

旧軍人等に対する恩給処遇に関する陳情書(福岡県八女郡上陽町議會議長角田茂)(第一三〇号)

建設関係現場職員の給与改善に関する陳情書(石川県議會議長西川喜作)(第一三二一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外

公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出一〇号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一〇号)
宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「一人」を「二人」に改める。
第七条第一項中「左の」を「次の」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十六号とし、第十九号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の前に次の五号を加える。
十七 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護(他局の所掌に属するものを除く)に關すること。
十八 海外における邦人の身分関係事項に關すること。
十九 日本と外国にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外国の官公署が発給した文書を証明すること。
二十 旅券の発給その他海外渡航に關し必要な措置をとること。
二十一 査証に關すること。
第七条第二項中「第十二号、第十四号及び第十九号から第二十一号まで」を「第十一号、第十三号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。
第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「政務」の下に「(邦人の生命、身体及び財産の保護に關するものを含む。以下同じ)」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
第九条第三号を削る。
第九条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一號ずつ繰り上げ、第八号及び第九号を削る。
第九条の三第三号を削る。
第九条の四第三号を削る。

第三十条の表中「八八人」を「九二人」に、「二、六〇六人」を「二、六五四人」に、「二、六九四人」を「二、七四六人」に改める。
附則
1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十九条第一項の表中「二、六、三五七人」を「二、六、三五五人」に、「六、七、五〇八人」を「六、七、五〇六人」に改める。
3 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項中「七千七百九十三人」を「七千七百九十二人」に改める。
理由
外務審議官一人を増置することとし、大臣官房及びアジア局等の所掌事務の一部を調整し、外務省職員の定員を改めるとともに、大蔵省から外務省に職員の定員の振替えをすることに伴う規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

りかねてから大使館昇格の話し合いを進めて来た次第であります。今般相互主義のもとに大使館に昇格せしめんとするものであります。

次に、総領事館として、パンコック、カラチ、ハバロフスク及びパリの各総領事館を新設することとしております。そのうち、パンコック及びパリは、新設と申しましたも、職員はすべて大使館の職員が兼任することとしております。パンコック及びパリは、在留邦人の激増により領事事務が急激に増加しており、かつ、主要諸外国を含む多数の国が同地に総領事館または領事館を設置しておりますので、総領事館を新設してこれらの事務を能率的に処理する必要がある次第であります。また、カラチ総領事館は、パキスタンの首都が昨年カラチからイスラマバードに移転し、これに伴いわが国大使館も移転を完了したところ、カラチは依然パキスタンの経済、貿易の中心地であり、また交通の要衝として領事事務も多いので、総領事館を設置する必要があるわけであり

ます。また、ハバロフスクは、ソ連の極東地方における政治、経済上の重要地点であり、今後の日ソ間の貿易、経済協力等の増進のため総領事館を設置することにしております。

次に、カナダのウイニペグ領事館及びドイツのデュッセルドルフ領事館分館につきまして、この両地区が、経済、貿易、広報及び領事事務等の必要性から、ともに総領事館に昇格せしめるところにしている次第であります。

さらに、ニュージーランドのオークランドにつきましては、近年におけるわが国とニュージーランドとの間の経済、貿易関係の増進及びこれに伴う人的、物的交流の増大にかんがみ、同国最大の商工業都市たるオークランドに領事館を設置することにしております。

次に、給与につきましては、以上のとおり新設または昇格される在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めることにしている次第であります。

最後に、ナイジェリアの国名変更及びコンゴ(キンシャサ)の首都名変更に伴い、所要の改正を加えることにしている次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

以上二件につきまして、何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたす次第であります。

○關谷委員長 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。御木文部大臣。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項を次のように改める。

2 国立近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京国立近代美術館	東京都
京都国立近代美術館	京都市

第二十条第三項を削り、同条第四項中「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十七条第一項の表中「学術奨励審議会の項を次のように改める。

学術審議会
文部大臣の諮問に応じて学術に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項について文部大臣に建議すること。

第三十一条の表を次のように改める。

区 分	定 員	備 考
本省	(三) 五人	うち二(一) 要三人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	五人	
合 計	(四) 九人	

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理 由

文部省の附属機関として京都国立近代美術館を設け、本省の学術奨励審議会の名称及び目的を改めるとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○御木国務大臣 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、文部省の附属機関として京都国立近代美術館を設け、本省の学術奨励審議会の名称及び目的を改めるとともに、文部省の職員の定員を改めようとするものであります。

まず、京都国立近代美術館の設置について申し上げます。

従来、国立近代美術館は、東京都に本館を、京都市にその分館を置き事業を行なってまいりましたが、このたびは京都市に京都国立近代美術館として独立の付属機関とし、これに伴い本館を東京国立近代美術館としようとするものであります。

京都分館は、長らく国立美術館の設置を要望し続けてきた京都市が昭和三十七年施設を提供し、同市岡崎公園内に設置をみたものであります。内容も来工芸を中心とする展覧会を開催し、施設、内容ともに年々整備充実し、独立館と変わらぬ活動をするに至ってまいりました。また、昨年、京都国

際会館の開設に伴い、多数の外国人鑑賞者を迎え、さらに近く日本万国博覧会開催のこともあり、国際的な観点からも、これをすみやかに独立させ、その整備をはかる必要があります。他方、本館と遠隔地にある関係上事務処理が敏捷を欠くきらいもありましたので、この際、これを独立の付属機関としたものであります。京都国立近代美術館の設置により、わが国において近代美術に対する国民の理解と鑑賞の機会が一段と期待されるのであります。

次に、本省に置かれております学術奨励審議会の改組について申し上げます。

同審議会は、学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議する機関として、科学研究費補助金の配分、学術用語の制定等のいわば実務的な事業の執行に関する調査審議を行なっておりますが、一方、最近の学術研究の進展と規模の拡大に対処して学術研究の一そりの発展をはかるためには、総合的、長期的な見通しのもとに、学術振興に関する方策を策定し、これに基づいて具体的な措置を講ずることが必要となつてきております。よって、学術奨励審議会にかえて、学術に関する重要事項を調査審議する学術審議会を設けることといたしました。また、この際、従来の審議会の組織を簡素化、合理化することといたしております。

最後に、文部省の職員の定員についてであります。

国立学校の職員の増員のうち、学年進行に伴うものなどにつきましては、昭和四十二年度暫定予算に伴う文部省設置法の一部を改正する法律案で御審議いただいたわけでありましたが、それ以外の国立大学の学部、付属病院及び付属研究所新設、国立高等専門学校の新設等による教職員の増員並びに国立青年の家の新設等による職員の増員につきましては、本法案で御審議いただきたいと思っております。この定員増によりまして、文部省の職員は、昭和四十一年度の九万八千六百三十三人に暫定予算に伴う分をも合わせ六千四百三十四人に加え

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いをいたします。

○閣谷委員長 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。早川労働大臣。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 労働者の安全及び衛生の確保

第五条第一項中「左の五局」を「次の六局」に、

「労働基準局」を「労働基準局 安全衛生局」に改め、同条第二項中「労災防止対策部、労災補償部及び」を削る。

第八条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項第六号の二中、「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を削り、同号を同項第五号とし、同項第六号の三を削り、第六号の四を第六号とし、同項第九号中「工場、鉱山その他の場所」を「労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等」に、「監督を行うこと」を「監督の実施に関すること」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「労働基準法」の下に「同法第百条

第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分に限る。」を加え、「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に関すること。」を「最低賃金法及び労働福祉事業団法の施行に関すること」に改め、同号を同項第十号とし、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「第六号の四」を「第六号」に、「第十

一号」を「第十号」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(安全衛生局の事務)

第八条の二 安全衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一 産業安全の基準に関すること(鉱山における保安の基準に関するものを除く)。

二 労働衛生の基準に関すること(鉱山における通気及び災害時の救護の基準に関するものを除く)。

三 じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関すること。

四 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関すること。

五 産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理及び監督を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、労働基準法(同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分を除く)並びにじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律(労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く)の施行に関すること、その他労働者の安全及び衛生の確保に関する事務(鉱山における保安並びに通気及び災害時の救護に関するものを除く)で他の所掌に属しないものに関すること。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「労働基準局」の下に「及び安全衛生局」を加える。

第九十九条第一項中「労働基準局」の下に、「安全衛生局」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に、「安全衛生局長」を加える。

第百条第一項中「法令」の下に「(安全及び衛生に関するものを除く)」を加え、「任免教養」の下に「及び権限の行使」を加え、「監督年報の作成」を「監督年報の作成並びに」に改め、「この法律」の下に「(安全及び衛生に関する部分を除く)」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「又は安全衛生局長」を加え、同条第三項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加え、同条第五項中「労働基準局長」の下に、「安全衛生局長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

安全衛生局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生に関する法令の制定改廃に関する事項その他この法律(労働基準局長の所掌に属しない事項に係る部分に限る)の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

第百条の二第一項中「労働基準局長及び」の下に「安全衛生局長並びに」を加え、「労働基準局長」を「労働基準局長又は安全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働基準局」の下に「若しくは安全衛生局」を加える。

(鉱山保安法の一部改正)

3 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出し中「労働基準局長」を「安全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働省労働基準局長」を「労働省安全衛生局長」に改める。

(じん肺法の一部改正)

4 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「労働省労働基準局」を「労働省安全衛生局」に改める。

理由

労働災害の現状にかんがみ、労働災害防止対策を積極的に推進するため、労働省の内部部局として安全衛生局を設置する等の必要がある。これ

第百条第一項中「法令」の下に「(安全及び衛生に関するものを除く)」を加え、「任免教養」の下に「及び権限の行使」を加え、「監督年報の作成」を「監督年報の作成並びに」に改め、「この法律」の下に「(安全及び衛生に関する部分を除く)」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「又は安全衛生局長」を加え、同条第三項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加え、同条第五項中「労働基準局長」の下に、「安全衛生局長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

安全衛生局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生に関する法令の制定改廃に関する事項その他この法律(労働基準局長の所掌に属しない事項に係る部分に限る)の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

第百条の二第一項中「労働基準局長及び」の下に「安全衛生局長並びに」を加え、「労働基準局長」を「労働基準局長又は安全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働基準局」の下に「若しくは安全衛生局」を加える。

(じん肺法の一部改正)

4 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「労働省労働基準局」を「労働省安全衛生局」に改める。

理由

労働災害の現状にかんがみ、労働災害防止対策を積極的に推進するため、労働省の内部部局として安全衛生局を設置する等の必要がある。これ

最近における労働災害の発生状況を見ますと、災害の発生率は減少傾向を示しておりますが、その発生件数は依然高い水準にありまして、労働災害による年間の死者は死亡者六千余人を含め七十万人に近く、その経済的損失は約二千七百億円の巨額に達しているものであります。

しかも、近年における経済活動の拡大を背景とした新生産技術、新原材料の採用等に伴いまして、新しい種類の災害の発生、災害規模の大型化等の現象が見られるのであります。

このような労働災害の現状にかんがみ、私は、かねてから労働災害の防止を労働行政の重点施策の一つとして取り上げてきているところであります

が、本年は、総合的科学的な第三次産業災害防止五カ年計画を策定し、安全衛生に関する指導監督の強化、自主的な労働災害防止活動の推進のための労働災害防止団体の育成強化等、労働災害防止対策の積極的展開をはかることといたしている次第であります。

従来、労働災害防止に関する事務は、労働省労働基準局労働災害防止対策部において所掌してまいりましたのであります

が、本事務の重要性にかんがみ、労働災害防止に関する諸施策を総合的、科学的かつ積極的に推進するため、これを専掌する安全衛生局を設置し、行政体制の整備をはかることがぜひとも必要であると考えるものであります。

しかして、労働災害の防止に関する部局を拡充すべきことは、さきに提出されました臨時行政調

が、この法律案を提出する理由である。

○早川国務大臣 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

労働災害の防止につきましては、人命尊重の観点からはもとより、国民経済の健全な発展の観点からもゆるがせにできない問題でありまして、交通安全及び公害対策とともに社会開発の三つの柱の一つとして、つとにその重要性が強調されているところであります。

最近における労働災害の発生状況を見ますと、災害の発生率は減少傾向を示しておりますが、その発生件数は依然高い水準にありまして、労働災害による年間の死者は死亡者六千余人を含め七十万人に近く、その経済的損失は約二千七百億円の巨額に達しているものであります。

しかも、近年における経済活動の拡大を背景とした新生産技術、新原材料の採用等に伴いまして、新しい種類の災害の発生、災害規模の大型化等の現象が見られるのであります。

このような労働災害の現状にかんがみ、私は、かねてから労働災害の防止を労働行政の重点施策の一つとして取り上げてきているところであります

が、本年は、総合的科学的な第三次産業災害防止五カ年計画を策定し、安全衛生に関する指導監督の強化、自主的な労働災害防止活動の推進のための労働災害防止団体の育成強化等、労働災害防止対策の積極的展開をはかることといたしている次第であります。

従来、労働災害防止に関する事務は、労働省労働基準局労働災害防止対策部において所掌してまいりましたのであります

が、本事務の重要性にかんがみ、労働災害防止に関する諸施策を総合的、科学的かつ積極的に推進するため、これを専掌する安全衛生局を設置し、行政体制の整備をはかることがぜひとも必要であると考えるものであります。

しかして、労働災害の防止に関する部局を拡充すべきことは、さきに提出されました臨時行政調

が、この法律案を提出する理由である。

○早川国務大臣 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

労働災害の防止につきましては、人命尊重の観点からはもとより、国民経済の健全な発展の観点からもゆるがせにできない問題でありまして、交通安全及び公害対策とともに社会開発の三つの柱の一つとして、つとにその重要性が強調されているところであります。

最近における労働災害の発生状況を見ますと、災害の発生率は減少傾向を示しておりますが、その発生件数は依然高い水準にありまして、労働災害による年間の死者は死亡者六千余人を含め七十万人に近く、その経済的損失は約二千七百億円の巨額に達しているものであります。

しかも、近年における経済活動の拡大を背景とした新生産技術、新原材料の採用等に伴いまして、新しい種類の災害の発生、災害規模の大型化等の現象が見られるのであります。

このような労働災害の現状にかんがみ、私は、かねてから労働災害の防止を労働行政の重点施策の一つとして取り上げてきているところであります

が、本年は、総合的科学的な第三次産業災害防止五カ年計画を策定し、安全衛生に関する指導監督の強化、自主的な労働災害防止活動の推進のための労働災害防止団体の育成強化等、労働災害防止対策の積極的展開をはかることといたしている次第であります。

従来、労働災害防止に関する事務は、労働省労働基準局労働災害防止対策部において所掌してまいりましたのであります

が、本事務の重要性にかんがみ、労働災害防止に関する諸施策を総合的、科学的かつ積極的に推進するため、これを専掌する安全衛生局を設置し、行政体制の整備をはかることがぜひとも必要であると考えるものであります。

しかして、労働災害の防止に関する部局を拡充すべきことは、さきに提出されました臨時行政調

が、この法律案を提出する理由である。

○早川国務大臣 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

労働災害の防止につきましては、人命尊重の観点からはもとより、国民経済の健全な発展の観点からもゆるがせにできない問題でありまして、交通安全及び公害対策とともに社会開発の三つの柱の一つとして、つとにその重要性が強調されているところであります。

最近における労働災害の発生状況を見ますと、災害の発生率は減少傾向を示しておりますが、その発生件数は依然高い水準にありまして、労働災害による年間の死者は死亡者六千余人を含め七十万人に近く、その経済的損失は約二千七百億円の巨額に達しているものであります。

しかも、近年における経済活動の拡大を背景とした新生産技術、新原材料の採用等に伴いまして、新しい種類の災害の発生、災害規模の大型化等の現象が見られるのであります。

このような労働災害の現状にかんがみ、私は、かねてから労働災害の防止を労働行政の重点施策の一つとして取り上げてきているところであります

が、本年は、総合的科学的な第三次産業災害防止五カ年計画を策定し、安全衛生に関する指導監督の強化、自主的な労働災害防止活動の推進のための労働災害防止団体の育成強化等、労働災害防止対策の積極的展開をはかることといたしている次第であります。

従来、労働災害防止に関する事務は、労働省労働基準局労働災害防止対策部において所掌してまいりましたのであります

査会の意見においても取り上げられているところであり、同時に、行政機構の拡大を避けるため、今回安全衛生局の設置に伴い、従来労働基準局に置かれていた労災防止対策部に加えて、労災補償部をも廃止し、行政組織の簡素化の趣旨にも沿うよう措置した次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要であります。なおあわせてその附則において関係法律について所要の整備をはかることとしております。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○關谷委員長 厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。坊厚生大臣。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「統計調査部」の下に、「環境衛生局に公害部」を加える。

第九條の二中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、同條第七号中「水道及び」を削り、同号を同條第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 清掃（ねずみ、こん虫等の駆除を含む）に関する事。

第九條の二中第三号の三を第十二号とし、第三号の二を第十一号とし、同條第四号中「清掃法昭和二十九年法律第七十二号」を施行し、並びにを削り、同條第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え、同條第七号の二を同條第七号とする。

六 水道に関する事。

第九條の二に次の一項を加える。
2 公害部は、前項第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十八條の表中「四九、九五四人」を「五〇、三四八人」に、「六二五人」を「六九五五人」に、「五〇、五七九人」を「五一、〇四三人」に改める。

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理由

環境衛生局に公害部を設置するとともに、本省及び社会保険庁の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坊國務大臣 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、厚生省環境衛生局に公害部を設置することであり、

近年、大気汚染、水質汚濁等の公害により生活環境が著しく悪化し、国民生活にとつてもはや看過できない状態となっており、国民の健康を保持し、生活環境を保全するために、公害対策を一そり強力に推進することが、目下の急務となつているのであります。

厚生省においては、公害から国民の健康と生活環境を守る見地から、環境衛生局の所掌のもとに公害防止施策を推進しているところであり、また、重大な社会問題となつてくる公害問題に対処していくためには、総合的な公害防止施策を策定するとともに、ばい煙、水質汚濁等に対する規制を強化し、また、公害監視体制を整備する等、公害防止のための諸施策を充実強化することがきわめて必要となつているのであります。

このような公害防止行政の進展に対処するため、今般、環境衛生局に公害部を設置して、より明確な責任体制のもとに、公害行政を積極的に推進しようとするものであります。

改正の第二点は、厚生省本省及び社会保険庁の定員を改めることであり、

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○關谷委員長 郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。小林郵政大臣。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「電波監理局」を「電波監理局 電氣通信監理局」に改める。

第六條第一項第五号の四及び第十二号の二から第十二号の五までを削る。

第十條の三第九号ただし書中「大臣官房」を「電氣通信監理局」に改め、同條を第十條の四とし、第十條の二の次に次の一條を加える。

(電氣通信監理局の事務)

第十條の三 電氣通信監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 有線電氣通信を規律し、及び監督すること。

二 電波及び放送の規律に関する事項以外の國際電氣通信の管理に関する國際的取極及び國際電氣通信連合その他の機關との連絡に関する事。

三 日本電信電話公社及び日本電信電話公社共済組合並びに國際電信電話株式會社を監督すること。

四 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関する事。ただし、日本電信電話公社に関するものに限る。

五 電氣通信監理局の所掌事務に関する企画を行ない、及び実施すること。

六 電氣通信監理局の所掌事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七 電氣通信監理局の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 電氣通信監理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

九 所部の職員が必要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 電氣通信監理局の所掌事務に関する周知を行ない、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、電氣通信に関する事。ただし、電波監理局所掌のものを除く。

十三 前各号の事務に附帯すること。

第十二條第二項中「第六條第一項第十二号の二から第十二号の四まで」を「第十條の三」に改め、同條第四項中「同條第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に掲げるものを除く、第十條の三を「第十條の四」に改める。

第十三條第一項及び第二項を次のように改める。

地方郵政監察局の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

地方郵政監察局の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東郵政監察局	東京都	神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県
信越北陸郵政監察局	長野市	栃木県 山梨県 石川県 福井県 富山県
東海郵政監察局	名古屋市	長野県 新潟県 静岡県 岐阜県
近畿郵政監察局	大阪市	京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
中国四国郵政監察局	広島市	広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県 愛媛県 徳島県
九州郵政監察局	熊本市	熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県
東北郵政監察局	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
北海道郵政監察局	札幌市	北海道

2 地方郵政局の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京郵政局	東京都	東京都
関東郵政局	東京都	神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県
長野郵政局	長野市	長野県 新潟県
名古屋郵政局	名古屋市	愛知県 静岡県 岐阜県
金沢郵政局	金沢市	石川県 福井県 富山県
大阪郵政局	大阪市	京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
広島郵政局	広島市	広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県
松山郵政局	松山市	愛媛県 徳島県 香川県 高知県
熊本郵政局	熊本市	熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県
仙台郵政局	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
札幌郵政局	札幌市	北海道

第十九条第一項の表中臨時放送関係法制調査会の項を削り、同条第三項を削る。
第二十一条第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。ただし、第六条第一項第五号の四を削る改正規定及び第十九条の改正規定は、公布の日から施

行する。
理由
郵政省の所管行政の合理的運営を図るため、大臣官房に置かれる電気通信監理官を廃止して内部部局として電気通信監理局を設置するとともに、地方支分部局として関東郵政局を設置し、長野郵政監察局と金沢郵政監察局及び広島郵政監察局と

松山郵政監察局をそれぞれ統合する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小林国務大臣 たいだいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
この法律案は、郵政省の所管行政の合理的運営をはかり、及び地方管理組織の適正化をはかるための改正であります。

まず、改正の第一点は、大臣官房に特別な職として置かれる電気通信監理官を廃止して電気通信監理局を設置しようとするものであります。
電気通信監理官は、日本電信電話公社の監督のみを行なっているのではなく、電波監理行政を除いた電気通信行政全般を所掌するものであります。最近における電気通信行政は、国際的にも国内的にも、昭和二十七年の電気通信監理官制度発足当時予想もされなかつた新しい分野が発生してきており、電気通信監理官の所掌事務は、著しく増大、高度化してきております。

この情勢に対処して、国際電気通信行政における主管庁としての職責をはじめ、内外電気通信行政遂行にあたり、責任ある執行体制を確立するため、局に改組するものであります。
第二点は、関東郵政局を設置しようとするものであります。

東京郵政局は、地方郵政局のうち最大の規模を有しており、その膨大な事務量は、一郵政局の管理能力の限界を越えたものであるため、東京都を管轄する東京郵政局とその他の関東一円を管轄する関東郵政局とに二分割するものであります。
第三点は、小地方郵政監察局の統合を行なおうとするものであります。

地方郵政監察局における事務の実態にかんがみ、管轄区域及び事務配分の適正をはかるため、他に比較して小規模な金沢郵政監察局を長野郵政監察局に、松山郵政監察局を広島郵政監察局にそれぞれ統合し、信越北陸郵政監察局及び中国四国郵政監察局に改めるものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○關谷委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十九条―第五十五条の四」を「第三十九条―第五十五条の八」に、「航空保安事務所(第五十五条の二)」を「地方航空局(第五十五条の二)―第五十五条の六」に、「第五十五条の三・第五十五条の四」を「第五十五条の七・第五十五条の八」に改める。

第十九条第五項中「監理部」を「監理部、飛行場部」に改める。
第二十八条第二項第三号中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二項中「第十号から第十一号まで」を削り、「第十七号に掲げる事務を」の下に「飛行場部においては、同項第十号から第十一号の三までに掲げる事務及び同項第十一号の四に掲げる事務のうち燈光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するものを」を加え、「第十一号の二から第十二号まで」を「に掲げる事務、同項第十一号の四に掲げる事務のうち電波により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するもの並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条中「船舶技術研究所」を「船舶技術研究所」に、「航空大学校」を「航空大学校研究所」に改める。

第三十条第一項中「第二号」を「第三号」に、「第

これらの事務の遂行が質的にもますます困難になりつつありますので、これら飛行場に関する事務を一元的に処理するため、本省航空局に飛行場部を新設することといたしました。

改正の第二点は、運輸省本省の付属機関として航空保安職員研修所を設置することであり、航空交通の安全を確保するためには、飛行場の整備とあわせて航空保安業務に従事する職員の資質を向上させることがきわめて重要であります。

航空機に対し航空交通管制を行ないます航空交通管制官その他の航空保安業務に従事する職員は、従来本省航空局において養成したものは研修をしてまいりましたが、これらの職員に対し、日々進歩しております航空交通の実態に即して航空保安業務を行ない得るよう、その養成及び研修を行なうための組織を本省の付属機関の航空保安職員研修所として整備いたしました。

改正の第三点は、運輸省本省の地方支分部局として東京及び大阪に地方航空局を設置することであり、航空輸送の発展に対応いたしましたして、航空行政事務は過去十年間に量的にも質的にも飛躍的に増大してまいりました。これらの事務を円滑にかつ能率的に遂行してまいりますためには、現地に即した事務を地方支分部局において行なうことが、本省においては、企画事務を中心に行なうことが、最も適切かつ能率的であると考えられます。

現状におきましては、本省の地方支分部局として二十六の航空保安事務所が置かれておりますが、これらは主として飛行場の保安業務を中心とした現場的な業務を行なうための事務所であり、これらの事務所に本省の管理事務及び許可事務を行なわせることは、きわめて困難な実情にあります。このような事態を解消するため、本省と航空保安事務所との間に二つの地方航空局を設け、これらに本省の事務を分掌させますとともに、職権を委任し得るようによりまして、航空行政事務を適確かつ円滑に処理することができるよう体制を整備いたしました。なお、これに伴い、

現在の航空保安事務所は、空港事務所として地方航空局のもとに飛行場を中心とした保安業務を行なう機関といたしました。

改正の第四点は、運輸省本省の付属機関として電子航法研究所を設置することであり、電子航法は、電子技術を応用した航法であり、近年船舶及び航空機の航行援助施設として脚光を浴びるようになりました。海上交通及び航空交通の安全性を確保するためには、開発された電子航法の適切な評価試験を強化するとともに、航空の安全に重要な計器着陸装置等の研究、さらには打ち上げられた人工衛星を応用して行なう航法の研究を積極的に推進していく必要があると考えられます。

現在、これらの業務は船舶技術研究所において行なっておりますが、研究分野も異なっておりますので、電子航法研究所として研究管理を独立させ、これら研究等の業務を推進していくことといたしました。

改正の第五点は、運輸省の定員を百二十七名増員したことであり、予算上認められました増員純計は航空関係定員二百五名を含めまして三百十五名であります。凍結定員等の充当によりまして、法律定員は百二十七名の増加となっております。

このほか、激増する自動車事故及び自動車の排気ガスによる大気汚染が重大な社会問題となつてまいりました現状に対処いたしまして、自動車安全対策及び自動車による公害の防止対策を積極的に推進していくための研究を進める必要がありますので、現在自動車の使用に関する試験及び調査を行なっております船舶技術研究所におきまして、自動車等の使用に関する研究等をあわせて行なうことができるよういたしました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願いを申し上げます。

○閣谷委員長 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
別表三旭川地方法務局の項中「深川市」を「深川市 富良野市」に、「富良野市 山部町 南富良野村」を「南富良野町」に改める。

別表五中 茨城農芸学院 茨城県稲敷郡牛久町

茨城農芸学院 茨城県稲敷郡牛久町

改め、同表河内小年院の項中「枚岡市」を「東大阪市」に改め、同表神戸再度山学院の項を削り、同表人吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡錦村」を「熊本県球磨郡錦町」に改める。

別表十二中 仙台入国管理事務所釜石港出張所 釜石市

釜石市

名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所 高岡市

伏木富山港出張所 高岡市

高松入国管理事務所坂出港出張所 坂出市

高松入国管理事務所坂出港出張所 坂出市

福岡入国管理事務所三池港出張所 大牟田市

福岡入国管理事務所三池港出張所 大牟田市

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所 鹿儿島県大島

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所 鹿儿島県大島

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定並びに別表五河内少年院の項及び人吉農芸学院の項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

矯正行政を有効適切ならしめるため、栃木県塩

谷郡喜連川町に少年院を置き、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、いわき市ほか五箇所に出入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中国務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、栃木県塩谷郡喜連川町に少年院を新設するとともに、神戸にありまます再度山学院を廃止しようとする点であります。

まず、喜連川少年院の新設についてであります。近時大都市周辺の少年院におきましては収容者が増加する傾向にあり、ことに関東地方の少年院におきましては過剰収容の状態が続いておられます。そこで、少年院における教化活動を充実強化して非行少年に対する矯正教育を一そう有効適切に行なうために、少年院を増設する必要がありまますので、このたび栃木県塩谷郡喜連川町に新たに喜連川少年院を設けようとするものでございませす。

次に、神戸再度山学院の廃止についてであります。同学院の施設は、すでに耐用年数をこえ老朽の度が高はなほだしいばかりでなく、山の中腹に位置して水利その他の便も悪く、少年院として不適当な環境にありますので、矯正行政の有効な運営をはかるため同学院を廃止しようとするものであります。

改正点の第二は、いわき市ほか五カ所に、それぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとする点であります。小名浜港、秋田港、七尾港、小松島港、大分港及び細島港におきましては、出入国者の数が逐次増加を遂げまいりましたので、これらの港における出入国管理業務を一そう適切に行なう必要上、新たに、いわき市、秋田市、七尾市、小松島市、大分市及び日向市の六市にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

最後に、この法律案は、市及び町の廃置分合並びに村を町とする処分に伴い、地方公務局の管轄区域及び少年院の位置の表示を改めるため、法律省設置法の別表について所要の整理を行なうことといたしました。

以上が、法律省設置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。

さいますようお願い申し上げます。

○關谷委員長 自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

藤枝自治大臣。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部において、前項第六号から第九号の二までに掲げる事務をつかさどる。

第二十六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、「二七七人」を「二八一人」に、「五一〇人」を「五二四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

理由

自治省行政局に公務員部を設置するとともに、自治本省及び消防庁の職員の数に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝國務大臣 ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、自治省行政局に公務員部を置くとともに、自治本省及び消防庁の職員の数を増加しようとするものであります。公務員部の設置につきましては、地方公務員が多数の職種にわたる、その数も二百三十万人にも及んでおりますので、これら地方公務員に関する制度の企画、立案を明確な責任体制と専門的機構によつて行ない、

さらに最近の人事管理の複雑化、専門化にかんがみ、地方公共団体の近代的な人事行政確保のための協力体制を一そう充実する必要があるのであります。

次に、定員の増加につきましては、公務員部設置の趣旨に照らし、公務員部関係に十人の増員を行なおうとするものであり、また、消防庁におきましては、最近における交通事故等の激増に対処して救急業務の指導体制を強化するため担当調査官一人を含め、職員の数に四人増加しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○關谷委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

倉石農林大臣。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（特別な職）

第四十七条の二 食糧庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第八十二条第二項の表中「南海区水産研究所

高知市」を「南海区水産研究所 広島市」に、

「内海区水産研究所 広島市」を「淡水区水産研究所 淡水区水産研究所 東京都」を「遠洋水産研究所 東京都」に改める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区	分	定	員
本	省	三〇、三三三人	
食	糧	二八、八六一人	
林	野	一、〇八〇人	
水	産	一、八六五人	
合	計	六二、一三九人	

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十二月三十一日までの間は、二万八千八百六十五人とする。

理由

食糧庁の所掌事務の処理の円滑化を図るため食糧庁に次長を置くとともに、水産に関する試験研究、調査等の充実を図るため水産庁の附属機関である水産研究所の機構の一部を整備するほか、農林省の職員の数に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○倉石國務大臣 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、食糧庁に次長を置くことであります。最近における社会経済事情の変化に伴い、食糧管理の適正な運営とその改善、食品工業の体質改善等食糧庁の所掌事務が増加し、また複雑になつておりますので、これらの事務の処理の円滑化をはかるため、この改正を行なうものであります。

第二は、水産庁の付属機関である水産研究所について所要の改正を行なうこととあります。水産研究所は、全国で八カ所設置されておりますが、近年のわが国漁業をめぐる諸情勢の推移に対応して、水産に関する試験研究体制の整備充実をはか

るため、今回の改正を行なうこととしたのであります。すなわち、遠洋漁業の著しい発達と国際的問題の処理のためその重要性が一段と増大した遠洋漁業に関する試験研究、調査等を一括して行なわせるため、新たに遠洋水産研究所を設置するとともに、沿岸漁業等については、その振興が強く要請されていることにかんがみ、漁業の実態により即した試験研究、調査等を実施するため、内海区水産研究所と南海区水産研究所の沿岸漁業等に関する部門とを合わせて、南海区水産研究所を新たに設置することとしたのであります。なお、この水産研究所に関する改正は、昨年第五十一回通常国会に提出し、参議院において審議未了となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の内容となつておりましたものと同一であります。

このほか、この法律案におきましては、農林省の職員に所要の変更を加えることといたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○關谷委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。西村建設大臣。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第五条の四「行なはるる」を「行なはるる」に、「二人」を「一人」に改める。
第五条の五(見出しを含む)中「首都高速道路公団監理官」を「都市高速道路公団監理官」に改め、同条第一項中「第五号の七」の下に「及び第五号の八」を加え、「行なはるる」を「行なはるる」に改める。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第五条の四「行なはるる」を「行なはるる」に、「二人」を「一人」に改める。
第五条の五(見出しを含む)中「首都高速道路公団監理官」を「都市高速道路公団監理官」に改め、同条第一項中「第五号の七」の下に「及び第五号の八」を加え、「行なはるる」を「行なはるる」に改める。

第五条の六を削る。
第十四条第一項中「左の」を「次の」に、「用地部及び管轄部を、中国地方建設局には用地部を」を「用地部及び管轄部を」に改める。
第二十二条を削る。

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理由

用地事務の増大に対処するため中国地方建設局に用地部を置くとともに、都市高速道路に関する公団の監理官の制度を簡素化することにより行政の能率的な執行を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村國務大臣 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

第一に、建設省の地方建設局における直轄事業の事業量の増大に伴う用地関係事務の増加に対処するため、関東、近畿、東北、九州及び中部の各地方建設局にそれぞれ用地部を設け、事業の円滑な実施をはかってまいりましたが、最近中国地方においても直轄事業に伴う用地関係事務が増大していることにかんがみ、中国地方建設局に用地部を設けることといたしてあります。

第二に、別に高速自動車国道等に関する事務運営について整備をはかることといたしてあり、この際道路関係の公団の監理官の制度を簡素化することとし、日本道路公団監理官の定数二人を一人にするとともに、首都高速道路公団監理官及び阪神高速道路公団監理官を廃止して、新たに都市高速道路公団監理官一人を置くことといたしてあります。

その他所要の規定の整理を行なうことといたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。二階堂國務大臣。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター」を「航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術センター」に改める。
第八条第二号中「航空宇宙技術研究所」を削る。
第十八条第一項を次のように改める。
金属材料技術研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。
一 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験を行なうこと。
二 委託に応じ、前号の研究及び試験を行なうこと。
二十条の二第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。
三 委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

第二十条の二第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定するもののほか、」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。
3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に宇宙開発推進本部沖繩電波追跡所(次条において「沖繩電波追跡所」という。)を設けるほか、宇宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることとする。

第二十条の三 沖繩電波追跡所に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在動手当を支給する。

職員に対して支給する在動手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に就いて能率を充分発揮することができるように沖繩電波追跡所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条(第三項を除く)及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在動手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在動俸及び加俸」とあり、又は「在動俸」とあるのは「在動手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本部沖繩電波追跡所の所在地」と、同法第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理由

科学技術庁の附属機関である金属材料技術研究所及び宇宙開発推進本部の業務範囲の拡大、宇宙開発推進本部沖繩電波追跡所の設置等を行なうとともに、科学技術庁の職員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○二階堂國務大臣 たいだいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、科学技術庁の付属機関であります航空宇宙技術研究所に関する事務を、振興局の所掌から研究調整局の所掌に移すこととあります。

従来、宇宙の利用の推進及び航空に関する事務は研究調整局の所掌とされておりましたので、この際、航空技術及び宇宙科学技術の向上のために必要な試験研究を行なっている航空宇宙技術研究所に関する事務をも同局にあわせ持たせることにより、宇宙開発及び航空技術の一そう能率的な推進をはかるための体制整備を行なうこととしたものであります。

第二は、科学技術庁の付属機関である金属材料技術研究所におきまして、金属材料等の品質の改善をはかるための研究のほか、必要な試験を行なうとともに、委託に応じ、これらの研究及び試験を行なうことができることとすることとあります。

現在、金属材料技術研究所は、金属材料等の品質の改善をはかるため必要な研究を行なっております。しかし、最近金属材料等の強度に関する試験を、国の機関において集中的に行なうよう産業界等から強く要望されており、また受託研究に対する要望も多うございますので、右の改正を行なうものであります。

改正の第三は、科学技術庁の付属機関である宇宙開発推進本部におきまして、委託に応じて人工衛星の追跡業務を行なうことができることとし、かつ同本部沖繩電波追跡所を設置し、これに勤務

する職員に、在勤手当を支給することとする等々内容とするものであります。

宇宙開発推進本部は、みずから試作したロケット及び人工衛星については、その打ち上げ及び追跡を行なうことになっておりますが、東京大学が昭和四十二年度に打ち上げる予定の人工衛星につきまして、同本部がその追跡を一元的に行なうことといたしました。また、人工衛星の追跡業務遂行のための一環として、地理的に最適である沖繩に、同本部沖繩電波追跡所を設置することとするほか、ロケット発射施設等を設置するため、所要の地に支所を置くことといたしましたのであります。

さらに、沖繩電波追跡所に勤務する職員が、その職務を円滑に遂行できるように、総理府日本政府南方連絡事務所勤務する職員に準じて、在勤手当を支給するなどの特例を設けるため、所要の改正を行なうものであります。

第四は、科学技術庁の職員を改めることとあります。科学技術庁付属研究機関の拡充強化をはかる等の必要から、定員九十八人を増加し、新定員を二千三人に改めるものであります。以上が、この法律案を提案する理由であります。

科学技術振興に関する皆さまの深い御理解をもちまして、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○關谷委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。小沢大蔵政務次官。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第七項中「理財局に次長一人」を「理財局及び国際金融局に次長各一人」に改める。

第九條の二第四号中「及び保税工場」を「保税工場及び保税展示場」に改める。

第十條中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十四号の二を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とする。

第十條の二第九号中「並びに計理士の登録及び監督」を削る。

第十一條中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第十三條第六号を次のように改める。

六 金の買取り又は充渡しの基本方針に関すること。

第十三條第六号の次に次の二号を加える。

六の二 金地金の政府買入価格の決定に関すること。

六の三 貴金属特別会計を管理すること。

第十三條第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 平和回復に伴い処理を要する賠償その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

第二十五條中「業務部」を「輸出部」に改める。

第四十四條第二項中「調査第二部」を「調査第二部、調査第三部」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
最近におけるわが国の対外取引の拡大、国際金融面における協調の緊密化等に対処するため、国際金融局に次長一人を置くこととし、同局の所掌事務について所要の調整を行なうとともに、通関事務の迅速化を図るため、税関に輸出部及び輸入部を設置し、その業務部及び鑑査部を廃止する等大蔵省の機構について所要の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小沢政府委員 たいだいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、大蔵省の国際金融局に次長一人を置くこと、税関の業務部及び鑑査部を廃止し、輸出部及び輸入部を設けること、東京国税局に調査第三部を設けること、並びに理財局及び国有財産局の所掌事務の一部を国際金融局に移管すること等について、所要の改正を行なうとするものであります。

第一に、国際金融局に次長を置くことについて御説明申し上げます。

最近、国際協調の緊密化に伴い、国際通貨基金、経済協力開発機構等により開催される国際会議の頻度が高まり、また、経済協力の進展等に伴い、諸外国との交渉、関係各省との連絡調整等の事務も著しく増加しております。このため、国際金融局の機構の充実をはかる必要があります。

第二に、税関の業務部及び鑑査部を廃止し、輸出部及び輸入部を設けることとあります。

税関におきましては、従来は、通関事務を、輸出入申告書類の審査を行なう事務と、輸出入貨物の検査、鑑定を行なう事務とに分け、それぞれ業務部と鑑査部において所掌していたのであります。が、昨年十月の中告納税制度への移行を機会に、通関事務を、輸出と輸入に区分し、輸出部及び輸入部において一貫して処理することに改め、事務処理の迅速化をはかるものであります。

第三に、東京国税局に調査第三部を設けることとあります。国税局の調査部におきましては、資本金五千万円以上の法人等を所掌しておりますが、東京国税局調査部の所管法人数は近年著しく増加してまいりました。これに対処して、同局調査部の管理機構を充実するため、調査第三部を設けようとするものであります。

第四に、金に関する事務を国際金融局に一元化することとあります。

国際金融局は、外貨資金を管理し、金の輸出入の規制等を所掌しておりますが、金の対外決済準備としての重要性にかんがみ、この際、理財局及

び固有財産局の所掌事務のうち、金に関するものを国際金融局に移管することが適当と考えられます。

第五に、理財局の所掌事務のうち、賠償等に関する事務を国際金融局に移管することであり、国際金融局では、経済協力に関する事務も所掌してありますが、賠償等に関する事務が、これと密接に関連するものであること等にかんがみ、この際、これらを一元的に国際金融局の所掌とすることが適当と考えられます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○關谷委員長 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。増田國務大臣。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

理由

予備自衛官手当の月額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○増田國務大臣 今回提出いたしました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容について、御説明申し上げます。この改正案は、予備自衛官手当について、その

月額を現行の千円から千五百円に改めようとするものであります。現行の月額は、昭和二十九年予備自衛官の制度が設けられた際に定められたまま現在に至つたものであります。その後の物価等の変動を勘案して、これを改定することとしたものであります。なお、この改正案は、本年十月一日から施行することとしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○關谷委員長 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。塚原國務大臣。

宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「次のとおり」を「千二百六十六人」に改め、同条の表を削る。

附則

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

理由

宮内庁の職員のうち人事院規則で指定する特別職の職員の定員管理の合理化を図るため、特別職の職員と一般職の職員との定員の細分を廃止する必要があります。これが、この法律案を提出する理由である。

○塚原國務大臣 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

宮内庁職員の定員につきまして、現行の宮内庁法第十一条は、長官、宮内庁長官秘書官、侍従長、侍従次長、東宮大夫及び式部官長の定員を除

き、特別職の職員二十二名及び一般職の職員千四百九十四人の計千二百六十六人と表により規定しておりますが、特にこの二十二名の特別職の職員につきましては、天皇及び皇族の御活動状況の変化や、皇族の御誕生、御成長などの身分的変動に伴い、これらの実態に即応するよう、その人員を合理的に配置いたす必要があります。また、これらの職員を特別職として指定しますことは、国家公務員法第二条第三項第十号により人事院規則に委任されております関係上、宮内庁法においては特別職の職員と一般職の職員とに区分せず、その合計千二百六十六人のみを法律上の定員として規定し、その範囲内においては、特別職と一般職との間の人員の振りかえが臨機に行なえるものとしたしまして、宮内庁の定員管理の円滑化をはかるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○關谷委員長 暫時休憩をいたします。

午前十一時二十三分休憩

午前十一時四十七分開議

○關谷委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。菅野通商産業大臣。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第九条第二項中「産業立地部」を「立地公害部」に改める。

第二十五条第一項の表中重油ポイラー規制審議会の項を削る。

第三十九条中「六部」を「七部」に、「審査第四部」を「審査第五部」に改める。

第四十二条第一号中「運輸、建設並びに機械器具」を「建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品」に改め、「(他部の所掌に係ることを除く。)」を削り、同条第二号中「審査第三部及び審査第四部」を「他部」に改める。

第四十三条中「鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維を「機械」に改め、「事務」の下に「(他部の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四十三条の二中「電気、通信、測定及び日用品」を「化学」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審査第五部の事務)

第四十三条の三 審査第五部においては、電気及び通信に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

第五十条第一項の表中「一、一五五人」を「一、一三一人」に、「一、五五八人」を「一、六二五人」に、「一、二、八五〇人」を「一、九三三人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は、一万千三百三十三人とする。

理由

公害防止に関する事務の増大に伴い、企業局の産業立地部を立地公害部に改めるとともに、発明及び実用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○菅野国務大臣 たいま議題になりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

改正の第一点は、企業局の産業立地部を立地公害部に改めることであります。

御承知のとおり、通商産業省におきましては、産業立地部において公害行政を推進してまいりましたが、昨今、公害行政の重要性が急激に増大してまいりまして、産業立地部で所掌している事務のうち、公害行政の比重が著しく増加してきております。この傾向は、今後さらに強くなつていくと考へておりますが、このような行政内容の変化に即応して、実態を反映する名称に改めることとしたいと考へる次第であります。

改正の第二点は、重油ボイラー規制審議会を廃止することあります。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律が、昭和四十二年三月三十一日限りで失効いたしましたので、存置する必要がなくなつたものであります。

改正の第三点は、特許庁に審査第五部を新設することあります。

近年特許及び実用新案の審査に関する事務が増加したことに伴い、年々審査官をはじめ審査部門の定員の増加をはかつてきておりますが、その管理体制の強化をはかる必要上、審査第五部を新設することとした次第であります。

改正の第四点は、定員の改正であります。

定員につきましては、その増加は極力抑制することとし、通商産業省全体として八十二名の増員を行なうこといたしました。

このうち、六十七名分は特許庁の審査審判事務の促進という国民からの強い要望にこたへるために必要なものでありますし、残り十六名は、試験研究所の機能の充実のために真にやむを得ないものであります。

以上四点が、この法律案を提案する理由及びその要旨であります。改正点は、いずれも必要最小限の事項でありますので、何とぞ慎重御審議の

上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○岡谷委員長 次会は、来たる十一日午前十時理事會、同十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十一分散會

昭和四十二年五月十二日印刷

昭和四十二年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局